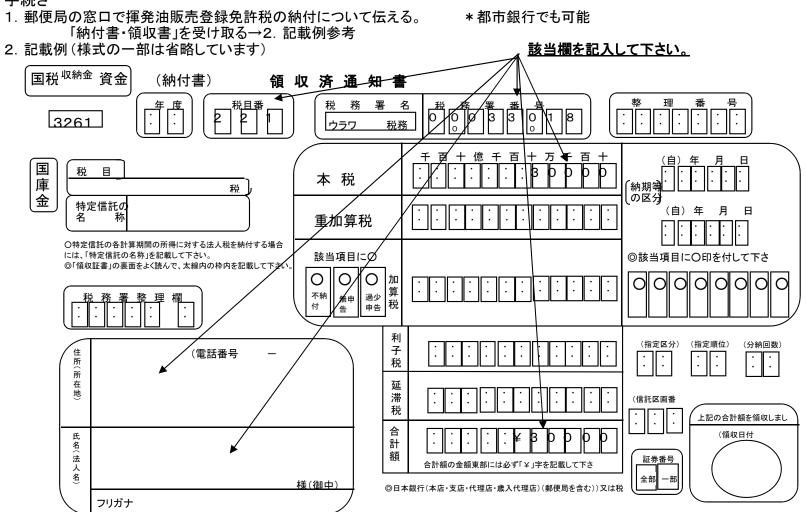
揮発油販売業登録免許税の納付について

手続き



3. 上記の納付書原本を関東経済局資源エネルギー環境部資源・燃料課に提出

関係法令

品確法 (登)

第3条 揮発油販売業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

登録免許税法 (課税標準及び税率)

第9条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第1の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

別表第1課税範囲、課税標準及び税率の表(第2条、第5条、第9条、第10条、第13条、第15条-第19条、第23条、第24条関係)

33の2. 揮発油販売業者の登録

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第3条(登録)の揮発油販売業者の登録

登録件数 1件につき30.000円